

議案第 79 号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成 24 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市都市公園等施設整備・運営事業審査委員会の項の次に次のように加える。

大津市緑の 基本計画審 議会	都市緑地法（昭和 48 年法 律第 72 号）第 4 条第 1 項 の規定に基づく緑地の保全 及び緑化の推進に関する基 本計画を改定するために必 要な事項を調査審議するこ と。	6 人 以 内	学識経験を有する者、市 民団体から選出された者 及び関係行政機関から選 出された者
----------------------	--	------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成 24 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市乳がん検診協議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

令和 6 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 78 号)の一部を次のように
改正する。

別表第 1 の 5 の項、別表第 2 の 1 の項、6 の項及び 8 の項並びに別表第 3 の 1 の項中「進学準
備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 2 号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 1 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改め、同項第 2 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 2 項の規定による子どもの教育及び保育に従事する職員の数については、当該職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 項第 1 号中「30 人」を「25 人」に改め、同項第 2 号中「20 人」を「15 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 17 条第 3 項の規定による園児の教育及び保育に直接従事する職員の数については、当該職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

議案第 84 号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 6 月 4 日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」
に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」
に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」
に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」
に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定によ
る保育士又は保育従事者の数については、これらの者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障

を及ぼすおそれがあるときは、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24
年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 2 項中「20 人」を「15 人」に、「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 36 条第 2 項の規定による保育士の数については、その配置の状況に鑑み、保育
の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の
例によることができる。

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準
を定める条例（平成 27 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「大津市地域包括支援センター運営協議会」の次に「(以下「協議会」という。)」
を加える。

第 4 条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に、「大津市地域包括支援センター運営協議会」を「協
議会」に改め、同項の表中「前項各号」を「第 1 項各号」に、「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」
に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認める
ときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号
被保険者の数について、おおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに同項各号に定める
員数の当該各号に掲げる常勤の職員を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、
当該区域内の一の地域包括支援センターが同項の職員及びその員数の基準を満たすものとする。
この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員
数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

3 前 2 項の場合において、常勤の職員の員数については、協議会が第 1 号被保険者の数及び地
域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該

地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。) によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「9,100 円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 新条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 改正前の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて令和 6 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定による損害補償は、新条例の規定による損害補償の内払とみなす。

議案第 8 8 号

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例（昭和 4 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表保育所の部大津市立伊香立保育園の項中「大津市伊香立下龍華町 5 6 6 番地」を「大津市伊香立下龍華町 5 8 4 番地の 1 5 7」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 89 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 伊香立保育園移転整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市伊香立下龍華町 |
| 3 | 工 事 概 要 | 既存建物改修工事（建築工事）
内部改修工事 一式
外部改修工事 一式
耐震改修工事 一式
渡り廊下増築工事 一式
構 造 鉄骨造平屋建
延床面積 89 平方メートル
相談室棟増築工事 一式
構 造 鉄骨造平屋建
延床面積 40 平方メートル |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 206,800,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市打出浜 13 番 15 号
株式会社笹川組 |

議案第90号

工事請負契約の変更について

令和5年3月24日に市議会の議決（議案第43号）を経て株式会社笹川組との間に締結した唐崎中学校長寿命化改良等工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

大津市長 佐藤 健 司

1 変更する事項

契約金額

「1,454,050,400円」を「1,475,720,400円」に変更する。

2 変更する理由

当初想定していたよりも劣化していた校舎の外壁等の補修箇所を追加するとともに、屋外排水管の更新工事の支障となる地中の障害物の撤去に伴い、当該撤去箇所の復旧に係る舗装工を追加する等の必要が生じたため

議案第91号

工事請負契約の変更について

令和5年3月24日に市議会の議決（議案第45号）を経て関西設備工業株式会社との間に締結した唐崎中学校長寿命化改良等機械設備工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

大津市長 佐藤 健 司

1 変更する事項

契約金額

「201,832,400円」を「235,418,700円」に変更する。

2 変更する理由

地中に屋外排水管の更新工事の支障となる障害物があることが判明し、その撤去工を追加する等の必要が生じたため

議案第 9 2 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年 3 月 2 4 日に市議会の議決（議案第 4 6 号）を経て株式会社伊藤組との間に締結した晴嵐小学校長寿命化改良等工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 2 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

1 変更する事項

契約金額

「1, 0 4 8, 5 9 1, 5 0 0 円」を「1, 0 7 3, 7 5 8, 4 0 0 円」に変更する。

2 変更する理由

当初想定していたよりも劣化していた校舎の外壁等の補修箇所を追加するとともに、支持層が当初の想定以上に深かった箇所の基礎杭の長さを延長する等の必要が生じたため